

令和5年度

業務委託の提案制度
応募の手引き

区民団体の力を生かした、公共サービスの業務提案を募集します

応募期間：令和5年 6月23日(金) ~ 7月14日(金)

「助成金申請書提出」及び「申請書の書き方等のご相談」は **事前予約が必要です。**

【申請・問合せ先】

地域支えあい推進部 地域活動推進課 公益活動推進係（5階9番窓口）

電話 03-3228-3251 FAX 03-3228-5620

E-mail koeki@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区

目次

1. 募集内容	1
2. 業務の実施期間	2
3. 提案できる団体	2
4. 申請期間	4
5. 提出書類	4
6. 申請後のスケジュール	5
7. 審査基準	6
8. 採用候補業務の決定	7
9. 情報公開	8
10. 採用業務の取扱い	7
11. 契約にあたって	7
12. 業務の評価	7
13. その他の留意事項	8
よくある質問と回答	9
【参考1】「業務委託提案」	11

「業務委託の提案制度(以下、「業務委託提案」)」は、「中野区区民公益活動の推進に関する条例」に基づき、区民団体が行政サービスへ参入する機会を確保する制度です。

区民団体ならではの発想やこれまでの活動の経験から、区の業務として実施することが望ましいと考える業務を区に提案できます。

提案を受けた業務の中から、区の業務としてふさわしいものを選考し、その執行を提案団体に委託(単年度契約)します。

1. 募集内容

1団体につき1業務に限り。下記①、②のいずれか。

① 区の既存の業務(すでに委託化されている業務は、対象外)

- 区の職員が行うよりも、区民にとってより良いサービスを提供できる

(対象外例:図書館運営業務、高齢者会館運営業務、区役所1階の総合案内業務等)

② 区として行うことが適当と考えられる業務

- 区民ニーズも見込め、これまでにない良いサービスを提供できる

2. 業務の実施期間

令和6年度中 (令和6年4月1日以降から令和7年3月末日まで)

3. 提案できる団体

次の要件をすべて満たす団体

①区民が自主的に組織する非営利の団体であること

- ・構成員が2人以上、中野区民(区内在住・在勤・在学者)が1人以上
- ・区民が自主的に組織
- ・利益(収益)を団体の会員に分配せずに、活動に還元するNPO法人や任意団体など。
- ・非営利型の法人(一般社団法人もしくは一般財団法人の場合)
- ・共益的活動を中心に行っている法人は対象外

②主たる事務所または連絡場所(郵便物の受領が可能な場所)が中野区内にあること

③規約及び会員名簿等を有すること

- ・団体の代表者は20歳以上の成人であること

- ・理事会(理事 3 名以上)設置の旨を定款に明記してある(一般社団法人もしくは一般財団法人の場合)
- ④「希望者は任意に加入または脱退ができる」等、団体の運営が民主的に行われていること
- ⑤中野区民を対象とした公益活動の実績が 1 年以上あり、継続的かつ計画的に活動を行っていること
- ・NPO 法人は設立年月日から1年以上経過していること

4. 申請期間

令和5年6月23日(金) ~ 7月14日(金)

★申請前に、必ずご連絡ください★

【連絡先】地域活動推進課 公益活動推進係

電話 03-3228-3251(直通) / E-mail koeki@city.tokyo-nakano.lg.jp

5. 提出書類

必ず最新の様式をご使用ください。

- ① 応募申請書(第1号様式)
 - ② 業務実施計画書(第2号様式)
 - ③ 事業に対する区民ニーズなどがわかる資料
 - ④ 前年度または直近の団体の決算書
 - ⑤ 規約・会則など(団体の設立年月日、設立目的、団体の運営方法等がわかるもの)
 - ⑥ 団体の会員名簿等(会員の住所・氏名が記載されているもの。作成が困難な場合、役員名簿でも可)
 - ⑦ 団体の活動概要のわかるもの(今年度のスケジュール、機関紙等)
- <上部団体に属している場合>
- ⑧ 上部団体との関係がわかるもの(組織図など)

} 区のホームページからダウンロードしてください。

中野区 公益活動



【提出方法】窓口、電子メール、郵送のいずれか

※窓口と電子メールの場合・・・

土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時半から午後5時15分まで

※郵送の場合・・・申請期間内必着

【提出先】

中野区 地域支えあい推進部 地域活動推進課 公益活動推進係

〒164-8501 中野区中野4-8-1(中野区役所 5階9番窓口)

電話 03-3228-3251(直通)

E-mail koeki@city.tokyo-nakano.lg.jp

6. 申請後のスケジュール(予定)

令和5年	7月～	区と団体の協議、所管部審査
	10月	事業に関して、区民公益活動推進協議会からの意見聴取 採用(不採用)候補業務の発表
令和6年	4月以降	契約の締結、業務の実施
令和7年	2月下旬～3月上旬	実施業務報告会(公開制)
	4月	意見・評価の公表

※スケジュールに変更が生じた際には、お知らせいたします。

7. 審査基準

審査区分	審査項目
委託の可能性	区の職員が直接実施するより効果的な業務である
	区の政策目的と整合している
	業務の実施が関係法令に照らして問題がない
	提案の内容が具体的である
	区との役割分担により実施が可能である
	団体の先駆性、創造性、専門性、地域性等の特性を生かした業務である
	その他支障となる特別な理由がない
委託の効果	区民の公益活動を推進し、区民生活の豊かさの向上に貢献する業務である
	費用対効果が適切である
	区民ニーズの高い業務である(データなどの資料で根拠がわかるものが必要)
団体の業務遂行能力	提案業務と同様の趣旨の活動の実績がある
	業務に必要な人材等の配置が可能である
	財務状況が適切である
	業務の実施に資格、許可等が必要な場合は、当該団体がそれらを有している
	過去の区との契約において、不完全履行など、契約の履行にかかわる問題が生じていない
	現在区から指名停止を受けていない

※ 業務の遂行能力については、契約締結時点で再度審査をします。

8. 採用候補業務の決定

審査基準に基づき区の所管部が提案業務の審査を行ったのち、中野区区民公益活動推進協議会(※)の意見を聴いたうえで、区としての政策的な判断のもと採用候補業務を決定します。

審査にあたっては、提案業務の内容について所管部と提案団体とで協議します。
提案業務の全てではなく一部を採用候補業務として決定する場合があります。

※「中野区区民公益活動推進協議会」とは

「中野区区民公益活動の推進に関する条例」に基づき設置した区長の附属機関です。
区民団体の公益活動への助成のあり方や「業務委託の提案制度」への提案業務に関する審議、「区民公益活動推進基金からの助成」の審査などを行います。
区民(公募含む)6人、学識経験者4人の計10人の委員により構成されています。

9. 情報公開

提案団体名、代表者氏名、提案業務の内容、採用・不採用の結果、実績報告及び評価結果については、区のホームページ等で公表します。

個人情報(代表者氏名を除く)を除き、提出された書類や資料はすべて公表します。

10. 採用業務の取扱い

採用候補となった業務は、区の業務にふさわしい内容にするため、提案団体と区の所管部で協議のうえ、内容を一部変更する場合があります。契約は、変更後の内容をもとに行います。

11. 契約にあたって

区と団体とで委託契約を結び、業務を実施します。

契約を結ぶ際は、団体の資格、許可の保有状況など、団体の業務遂行能力について、再度確認を行います。契約締結の時点で、資格や許可の取り消し等がある場合は、契約できません。

契約の際は、区が作成した仕様書に基づき、提案団体から見積書を提出していただきます。

契約が成立した場合は、契約書等により内容を文書にします。

区は、契約条項に基づき、団体に対して委託料を支払います。

※区と委託契約にあたっての「物品共通標準約款」については、区ホームページに参考データ(令和5年度用)をアップロードしておりますので、ご確認ください。

なお、契約締結時は令和6年度の約款を使用します。令和6年度の約款は令和6年3月ごろ、ホームページ上にアップロード予定です。

12. 業務の評価

採用業務を実施した団体及び区は、業務の評価を行います。

団体は、実施業務報告会(2月下旬～3月上旬)の開催にあわせ、実施した業務内容、成果などを表す資料(事業効果、区民の満足度など)を作成し、区へ提出します。

また、事業終了後には、業務の成果、評価、業務の収支計算、残余金に関する事項を記載した実績報告書を提出していただきます。

区は、団体からの実績報告に基づき、区の業務としての必要性などについて、評価します。

13. その他の留意事項

- (1)個人情報(代表者氏名を除く)を除き、提出された書類・資料は、すべて公表します。
- (2)申請内容に関する区からの連絡は、団体の連絡担当者に行います。
- (3)書類の作成にあたっては、所定の様式を使用し、ボールペン等で記入してください(フリクション等の消せるボールペンは不可)。
- (4)特定非営利活動法人は、「特定非営利活動法人 ○○○(団体名)」と申請してください。
- (5)特定非営利活動法人は、代表者名に適切な肩書を付してください。
例)役員名簿の肩書きが「理事長」となっている場合 → 代表者名は「理事長 ○○○」
- (6)契約締結後は、「物品共通標準約款(令和6年度)」、関係法令等を遵守して受託内容を履行していただきます。委託契約の履行が不適切な場合は、契約に基づく違約金等が発生する場合があります。
- (7)契約は単年度の契約となります(複数年度にまたがる契約は締結しません)。
- (8)応募書類の作成、提出、契約前の区との打合せへの出席等に要する費用などは、区との契約締結の有無に関わらず、すべて提案者の負担となります。
- (9)採用後の見積金額の算出にあたっては、契約条項を熟読の上、算出してください。

よくある質問と回答

No.	質 問	回 答
1	《提案のポイント①》 区がこれまで行っていない業務を提案する際のポイントは？	どのような理由で区が行うべきなのかを「業務実施計画書」の「8 業務の必要性」の欄に具体的に記入し、提案してください。 また、区民ニーズに関しては、事前調査を行うなど、根拠となる資料の提出も別途必要となります。
2	《提案のポイント②》 提出書類に「事業に対する区民ニーズなどがわかる資料」とありますが具体的にはどのような資料なのか？	具体的には、事業を行う対象区民への事前調査、今までの団体活動をとおして把握している対象区民のニーズなどを中野区のホームページにある「中野区オープンデータ」「中野区基本計画」のデータなども組みまわせ、事業の必要性を証明する根拠資料とします。 区民目線で事業の必要性を提案いただくことに意味があります。区民のニーズをはかった資料の提出がないと事業終了後の区民の満足度もはかることができません。
3	《契約できないケース》 採用候補となったのに、区と契約できない場合はどのような場合か？	採用候補とした業務については、区が業務に関する仕様書を作成し、提案団体から見積書を提出していただきます。団体の見積金額が区の予定している金額よりも高い場合は契約できません。 また、契約締結時に、業務の実施に必要な資格、許可等がない場合や、中野区から指名停止を受けている場合なども契約することはできません。
4	《不採用の場合の公表》 不採用の場合、団体名等が公表されてしまうと、団体にマイナスのイメージを与えかねない。団体名を伏せることはできないか？	区民公益活動推進協議会の意見を聴取し、その内容を公表する過程で、団体名、提案業務内容、採用結果等のすべてを公表することになります。 そのため、採用・不採用に係わらず、情報を伏せることはできません。

【参考1】「業務委託提案」

業務委託の提案制度	
開始年度	平成18年度
種別	業務委託
事業主体	区
実施年度	提案する年度の翌年度内
前年度採用数	0
応募できる団体	①区民が自主的に組織する非営利の団体 ②主たる事務所又は連絡場所が区内にある ③規約及び会員名簿を有する ④希望者は、任意に加入又は脱退ができる等団体の運営が民主的に行われている ⑤区民公益活動の実績が1年以上あり、継続的かつ計画的に活動を行っている
対象事業	①区の既存の業務(既に民間に委託しているものを除く) ②区として行うことが適当と考えられる業務
特長	・公益活動を行う団体の発意により、区の業務を提案することができる。 ・採用された業務は、提案団体が翌年度、受託することができる。
助成額	1団体につき1業務まで 委託料の設定(見積額)に制限なし
審査機関	区の担当所管
書類審査	有
プレゼン(公開制)	無
ヒアリング	有(区の担当所管⇒団体)
審査結果の公表	採用・不採用ともに公表
採用(交付)決定時期	10月中
報告書の提出	契約書に基づき、担当所管に提出
報告会(公開制)	有(実施年度の2月)